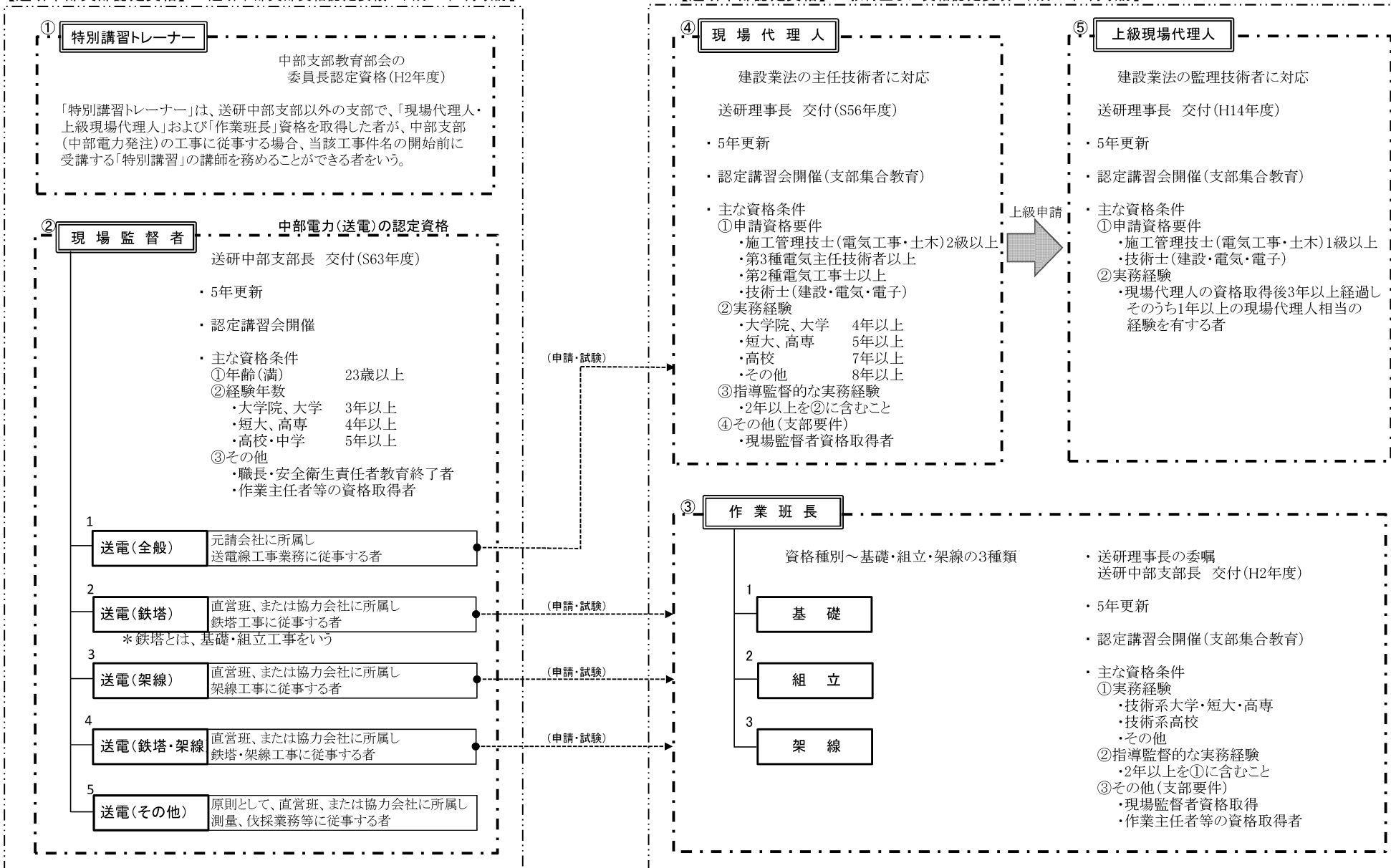


送研中部支部(中部電力管内)における資格認定フロー図

【送研中部支部認定資格】～「送研中部支部資格認定要領 平成27年3月改訂」

【送研本部認定資格】～「教育並びに資格認定要項 平成15年3月改訂」



送研資格と法による公的資格一覧表

公 的 資 格		免許者 (合格者)	技能講習 修了者	特別教育 修了者	中部電力認定資格 現場監督者				現場代理人		作業班長		
					全般	鉄塔	架線	その他	現場代理人	上級現場代理人	基礎	組立	架線
建設業法	1級土木施工管理技士	○			●	●	●		◎	◎			
	2級土木施工管理技士	○			●	●	●		◎				
	1級電気工事施工管理技士	○			●	●	●		◎	◎			
	2級電気工事施工管理技士	○			●	●	●		◎				
電気事業法	電気主任技術者(第1種、第2種、第3種)	○			●	●	●		◎				
電気工事士法	電気工事士(第1種、第2種)	○			●	●	●		◎				
技術士法	技術士(建設「鋼構造及びコンクリート」)	○							◎	◎			
	技術士(電気・電子)	○							◎	◎			
作業主任者 (労安法第14条)	高圧室内作業主任者	○											
	ガス溶接作業主任者	○											
	林業架線作業主任者	○											
	地山の掘削作業主任者			○		●	●					●	
	土止め支保工作業主任者			○		●	●					●	
	ずい道等の掘削等作業主任者			○									
	はい作業主任者			○									
	型わく支保工の組立て等作業主任者			○									
	足場の組立て等作業主任者			○									
	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者			○		●	●					●	
	コンクリート破砕器作業主任者			○									
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者			○									
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者			○									
	石綿作業主任者			○									
	就業制限 (労安法第61条)	発破士	○										
クレーン運転士		吊上荷重5t以上	○										
移動式クレーン運転士		吊上荷重5t以上	○										
小型移動式クレーン運転技能講習修了者		吊上荷重1～5t未満		○		●		●					●
デリック運転士		吊上荷重5t以上	○										
ガス溶接技能講習修了者				○									
玉掛け技能講習修了者		吊上荷重1t以上		○		●	●	●				●	●
車両系建設機械運転技能講習修了者		機体重量3t以上		○									
不整地運搬車技能講習修了者		最大積載量1t以上		○									
高所作業車運転技能講習修了者	作業床10m以上		○										
特別教育 (労安法第59条第3項)	電気取扱業務(高圧、特別高圧)												▲
	立木の伐木等の業務												○
	チェーンソーを使用した立木の伐木等の業務												○
	玉掛け業務	吊上荷重1t未満											○
	車両系建設機械運転者	機体重量3t未満											○
	不整地運搬車運転者	最大積載量1t未満											○
	高所作業車運転者	作業床10m未満											○
	軌道装置(モ/レール)の動力車の運転業務												○
	測量士、測量士補		○										
その他資格	火薬類取扱保安責任者(甲種、乙種)	○											
	刈払機取扱作業安全衛生教育												安全衛生教育
	職長・安全衛生責任者教育												安全衛生教育
中部電力認定資格	現場監督者				●	●	●	●	●		●	●	●

●・▲ : 支部の必須要件資格
 (▲は該当する細部職種のみ適用)
 ◎ : 送研本部の申請資格

※ 公的資格については、送研「架空送電線路工事従事者用教材 安全衛生管理編」平成20年7月改訂版の『法による作業主任者などの職務と資格』(p.58～)、『法による就業制限』(p.58～)を参考とした。

- (参考)
- 免許者 : 都道府県労働基準局長が実施する免許試験に合格した者、その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、厚生労働省の定める免許証の交付を受けた者
 - 技能講習修了者 : 都道府県労働基準局長もしくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う当該業務にかかわる講習の修了者で、労安法第76条による技能講習修了証の交付を受けた者
 - 特別教育修了者 : 事業者が労安法第59条第3項および労安則第36条に定められている42種類の危険有害な業務に労働者を就労させる時に十分な知識、経験を有する者を講師にして行う特別の教育を受講修了した者
 - 火薬類取扱保安責任者 : 火薬法第31条第3項により、都道府県知事の行う試験に合格し免状の交付を受けた者